

ちばやあかさか

▷人の動き▷

世帯数および人口

(昭和51年4月30日現在)

世帯数	1,233戸
人口	5,305人
男	2,549人
女	2,756人

第46号 回発行 千早赤阪村役場 ☎ (07217) 2-0081 編集 観光課 (07217) 2-1447 印刷 東野印刷所



もちまき風景



金峰神社社殿

文化財シリーズ ⑧

金峰神社

吉年字高塚(もと宮尾)に鎮座

鎮座年月不詳

祭神 勾大兄広国押武金日命
まがりと おおひろくに おしたけのひのみこと

明治四十年十月七日府令により、千早神社に

合祀されたが、昭和二十六年十二月十六日復座

例祭は、四月三日・十月十六日・十七日・

十二月十六日

外に夏祭・月見がある。

四月三日に餅まき・十二月十六日は火焚祭が行なわれる。

神社境内地一帯は、楠木正成諸城塞の一つである高塚山塞跡であり、一説には下赤坂城址に擬せられ、また吉川英治作「私本太平記」にも描写されている。

〔今月号の内容〕

◆文化財シリーズ⑧	1頁	◆昭和五十一年度千早赤阪村特別会計歳入歳出予算	5頁
◆昭和五十一年第一回定例議会村長所信表明の要旨	2頁	◆国民年金の老令年金の繰上げ請求	6頁
◆議会の動き	3頁	◆戸籍手数料改正	6頁
◆昭和五十一年度千早赤阪村一般会計歳入歳出予算	4頁	◆電話局からのお願い	6頁
		◆村税メモ	6頁
		◆犬の放し飼いはやめましょう	6頁

昭和51年第一回定例議会

村長所信表明の要旨

昭和51年度の予算編成にあたっては、50年度の施策より後退させないことを基本に村民の福祉充実と配意しつつ各種事業の施策を進めていくつもりです。そして51年度においては、あらゆる機会を通じて超過負担の解消を強力に要求するとともに、村税の徴収に努め、村税の徴収に努めることはもちろん、今後、受益者負担の適正化等を推進し、財政収入のより一層の安全を図らなければならぬと思うのであります。また一方では財源の重点的配分と経費支出の効率化の観点から、庁費・旅費等経費の節減を図るとともに原則として一般行政事務職員の新規採用を行わず、給与関係費の増加を抑制することに努め、具体的には助役定数の削減、一般職の職員の給与条例の改正及び職員退職条例の改正と給与体系の不均衡を是正していく所存です。

50年度予算につきましては大きな村税の落ち込みもなく特別交付税、減収補てん債等により予定している財源も確保できる見通しであり、予算化した事業もすべて執行し、そのほとんど完成あるいは計画通り進行していることはよろこばしいことであります。中でも小吹台小学校の開設、自然休養村関係の大事業がスムーズに完成の運びとなりましたことは、議員はじめ村民各位のご協力のおかげと深く感謝申し上げるものであります。また予算の編成に当り直接住民福祉につながる重要な要望提起もあり、全部について充分満ちた

◆予算内容の説明

△総務費関係▽

▽防犯灯の整備補助
50年度に引き続き各地区に対して防犯灯の整備補助を実施する予定です。

▽広報の毎月発行

広報については50年度より毎月発行を実施していますが、本年度についても引き続き毎月発行を行うとともに、更に紙面の充実を図っていく所存です。

▽交通安全施設の整備・維持管理

50年度と同様にガードレールについては、要望箇所を逐次整備していくとともに、従来より設置しているカーブミラー等の維持管理をも並行して行うつもりです。

▽除籍編製の読合せ・更正

除籍のタイプ委託が完了し、続いてその読合せ・更正等の事務にかかるアルバイト賃金を計上してまいります。

▽村長・衆議院の両選挙の執行経費を計上

今年には村長・衆議院とも任期満了の年であり、これに伴う選挙の執行経費を計上しました。なお4月1日から第7投票区が新たに増設されました。

の4月号を参照してください。

▽果樹基本統計を実施
農林業・工業・商業センサスのほかに今年新たに果樹基本統計が実施されます。

●民生費関係▽

▽福祉関係予算の確保
大阪府をはじめ各市町村は深刻な財政事情の悪化により、福祉予算の見直しを行っているとありますが、本村においても例外ではありません。しかし、本村の場合は他の自治体と比べて福祉施設も少なく、前年度の施策から後退させないという方針から前年度通り予算を計上しました。

▽国民年金の加入率一〇〇〇目標
50年度は九八以上の加入率となり、本年度も引き続き加入率一〇〇〇を目標に年金事務を進めていくつもりです。

△衛生費関係▽

▽予防衛生施策の推進
51年度においても50年度と同じく成人病検診をはじめ結核・胃集団・子宮ガン等の検診や休日診療委託等による村民の健康管理と予防のための諸施策を押し進めていくつもりです。

△農林水産業費関係▽

▽自然休養村センター等諸施設の有効利用
本村の農業振興事業も自然休養村農道の建設によりすべて完了します。今後は自然休養村センターをはじめ農道等、諸施設の有効利用を推進していく所存です。

△商工費関係▽

▽観光課の機構充実
自然休養村センターの完成に伴い、観光課を主体としてその業務

を行い金剛山ロープウェイをはじめ観光農業の運営を実施していくものであります。

△土木費関係▽

▽村道維持補修と新設改良事業の実施
村道の維持補修については、従来通り実施し、新設改良事業については役場上東阪線の舗装工事・小吹西峯西出線の第二期工事更に国道三〇九号線から府道水分駒ヶ谷柏原線を結ぶ水分川野辺線の拡張工事を実施するものであります。

△消防費関係▽

▽可搬式ポンプの購入及びその他機材の整備
可搬式ポンプをはじめとして消防機材の整備充実をはかる一方、東部三町村による常備消防の設立についても他の二町と共に早期設置の方向で話を進めてまいりたいと思います。

△教育費関係▽

▽小吹台小学校の施設購入の予算化
小吹台小学校施設の購入につきましては民間業者の立替施行であるため、買収年度が1年延び51年度よりの施設購入となり本予算化しました。

▽小吹台幼稚園の開設
小吹台地域については、新たに小吹台幼稚園を開設しました。職員については条例改正によって増員した教育委員会の事務部局の2名を以て充てることとし、施設については当分の間、小吹台小学校舎の一部を借用して運営を行うものであります。また、多聞幼稚園の移築は50年度で用地買収・設計を完了しており、51年度で園舎の建設を早期に施行いたします。

▽本編の村史編さん作業に着手
社会教育関係では、家庭教育学級・婦人学級・高令者学級・校庭開放事業を引き続き実施するとともに、村史編は51年度より本編の作成事業に着手するものであります。

△公債費関係▽

▽50年度より約8%増
公債費については50年度と比較して約8%の増となり、今後義務的経費の内、大きなウエイトを占めることは明かです。

△才出関係▽

▽国保会計への繰出金
一・五〇〇千円
一般会計よりの繰出金については、国保料金の値上げ軽減措置と診療所会計を援助するため約一・五〇〇千円の繰出しを行うものであります。

△才入関係▽

▽税改正と50年度実績を基礎に予算計上
才入につきましては、新年度税改正によるアップ額や新設の地方道路譲与税の交付分を計上し、補助金・交付金等については、50年度の実績を考慮して予算計上しました。

最後に村債ですが、自然休養村農道・広域営農団地農道負担金・小吹台小学校施設の購入、多聞幼稚園舎建設及び臨時市町村道整備事業にかかると計一四四・三〇〇千円、対前年度約三三・三〇%増の起債を計上したものであります。

以上、51年度一般会計才入才出予算の合計額は七八二・七三二千円となり、対前年度三八・四九%(二一七・五六一千元)の増であります。

議会の動き

昭和51年第一回定例会は、さる3月12日より25日までの14日間の会期を持ち、26案件について慎重審議の結果、原案通り可決・承認されました。議決案件は次の通りです。

- 第1号議案（即日原案承認）**
▽専決処分の承認を求めることについて
（現計予算に歳入歳出それぞれ一五、二六三千元を追加して予算総額は七〇、一四七、七千円です）
- 第2号議案（即日原案可決）**
▽昭和50年度千早赤阪村一般会計予算補正について
（現計予算に歳入歳出それぞれ一、三二二、千円を追加して、予算総額は七三、一八八、千円です）
- 第3号議案（即日原案可決）**
▽昭和50年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算補正について（事業勘定の現計予算に歳入歳出それぞれ一四〇、千円を追加して予算総額は一〇、一八八、千円、直営診療施設勘定については現計予算に一、九四八、千円を追加し、予算総額は二九、三三六、千円です）
- 第4号議案（即日原案可決）**
▽昭和50年度千早赤阪村普通道路事業会計予算補正について
（現計予算に歳入歳出それぞれ三、一四一、千円を減額して予算総額は六二、二七三、千円です）
- 第5号議案（即日原案可決）**
▽昭和50年度千早赤阪村水道事業会計予算補正について
（収益的収入及び支出では、現計予算に歳入歳出それぞれ二五七、千円を追加して予算総額は三〇、九七、千円です。資本的支出では、現計予算に歳入歳出で二、二一五、千円を追加して予算総額は二六、〇一五、千円です）
- 第6号議案（即日原案可決）**
▽千早赤阪村助役定数条例の改正について
（助役3人→1人に削減）
- 第7号議案（即日原案可決）**
▽千早赤阪村職員定数条例の改正について
（教育委員会の部局職員15人→18人幼稚園教諭の増）
- 第8号議案（即日原案可決）**
▽特別職の職員の給与に関する条例の改正について
（助役の給与二六〇、〇〇〇円）
- 第9号議案（原案可決）**
▽一般職の職員の給与に関する条例の改正について
（58歳1月以上「労務職員65歳1月」在職する場合は昇給ストップ）
- 第10号議案（原案可決）**
▽職員の退職手当に関する条例の改正について
（58歳1月以上「労務職員65歳1月」勤務しても、その超えた期間は無効）
- 第11号議案（即日原案可決）**
▽一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について
（勤務特勤手当一、〇〇〇円→二、〇〇〇円）
- 第12号議案（即日原案可決）**
▽重要な公の施設に関する条例の改正について
（追加「自然休養村管理センター」）

- 第13号議案（即日原案可決）**
▽千早赤阪村立幼稚園条例の改正について
（追加「小吹合幼稚園新設」）
- 第14号議案（即日原案可決）**
▽千早赤阪村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の改正について
（汲取一回一人一七五円→一九〇円、無臭トイレ一世帯一回につき基本料二〇〇円加算、犬ねこ等の死体処理五〇〇円→一、〇〇〇円）
- 第15号議案（即日原案可決）**
▽千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の改正について
（支給対象基礎年数十五年→十年期間二年→一年）
- 第16号議案（原案可決）**
▽自然休養村管理センターの設置および管理に関する条例制定について
- 第17号議案（原案可決）**
▽楠公遺品館の拝館料徴収条例の改正について
（個人・大人一〇〇円、学生五〇円、小人三〇円。団体割引・大人八〇円、学生四〇円、小人二〇円）
- 第18号議案（即日原案可決）**
▽千早赤阪村金剛山ロープウェイ条例の改正について
- 第19号議案（原案可決）**
▽昭和51年度千早赤阪村一般会計予算について
（歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ七八二、七三三、千円です）
- 第20号議案（原案可決）**
▽昭和51年度千早赤阪村国民健康保険特別会計予算について
（事業勘定の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ二二、一八八、千円、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ三〇、四三三、千円です）
- 第21号議案（原案可決）**

▽昭和51年度千早赤阪村普通道路事業特別会計予算について
歳入歳出予算の総額は六二、三九四、千円です。

第22号議案（原案可決）
▽昭和51年度千早赤阪村水道事業会計予算について
（収益的収入及び支出では、歳入歳出それぞれ三二、八九五、千円、資本的収入及び支出では、収入の方で五〇、七〇五、千円支出の方で五三、三二七、千円です。不足額二、六二二、千円については51年度分損益勘定留保資金二、六二二、千円で補てんします）

自然休養村管理センター

竣工オープン

先月号でお知らせしました自然休養村管理センターの竣工式が四月二十六日、午前十一時より、セ

を仰ぎ、村議会議員、用地協力者各種団体の長の御出席のもと、簡素な中にも非常に心のこもった竣工式を行なうことができました。村民の皆様、近くにおこしの節は、ぜひお立ち寄りください。また、会議・研修等の使用御希望の方は、観光課までお問い合わせください。

〇七二二七②一四四七、八



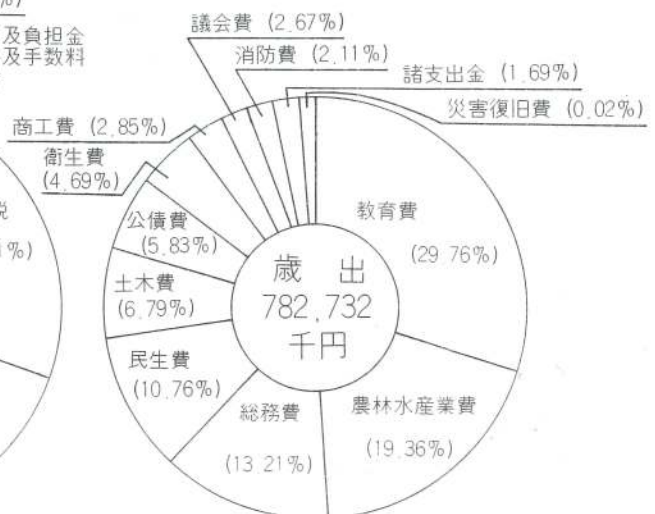
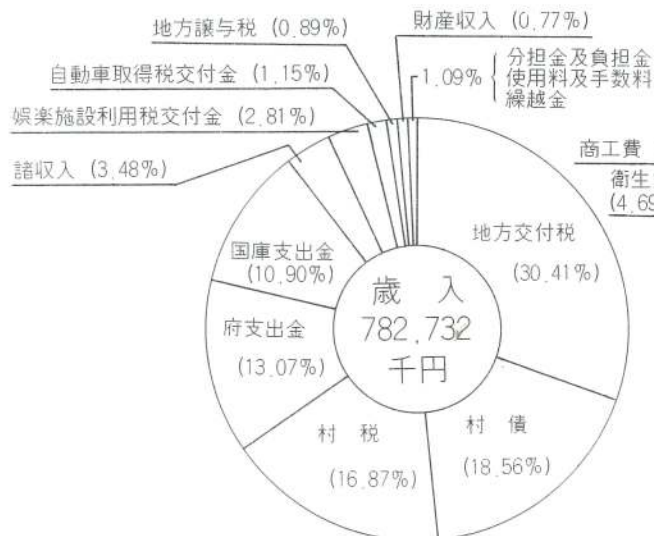
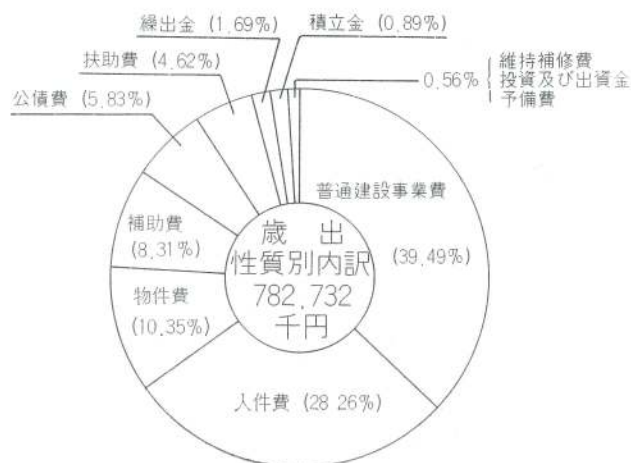
ンター研修室において挙行されました。当日は、夜来の雨もあがり好天氣に恵まれ、大阪府知事（代理）をはじめとした関係官庁の御臨席



昭和51年度 千早赤阪村一般会計歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入				歳 出			
款	前年度	本年度	比 較	款	前年度	本年度	比 較
① 村 税	94,189	132,032	37,843	① 議 会 費	15,468	20,881	5,413
② 地 方 譲 与 税	2,000	7,000	5,000	② 総 務 費	95,818	103,402	7,584
③ 自動車取得税交付金	6,000	9,000	3,000	③ 民 生 費	69,255	84,234	14,979
④ 娯楽施設利用税交付金	20,000	22,000	2,000	④ 衛 生 費	35,607	36,711	1,104
⑤ 地 方 交 付 税	235,804	238,000	2,196	⑤ 農林水産業費	146,614	151,567	4,953
⑥交通安全対策特別交付金	350	0	△ 350	⑥ 商 工 費	16,572	22,340	5,768
⑦ 分 担 金 及 び 負 担 金	238	224	△ 14	⑦ 土 木 費	44,194	53,106	8,912
⑧ 使用料及び手数料	1,749	4,269	2,520	⑧ 消 防 費	15,234	16,548	1,314
⑨ 国 庫 支 出 金	15,933	85,343	69,410	⑨ 教 育 費	74,238	232,924	158,686
⑩ 府 支 出 金	113,189	102,307	△10,882	⑩ 災 害 復 旧 費	0	191	191
⑪ 財 産 収 入	6,000	6,000	0	⑪ 公 債 費	42,171	45,638	3,467
⑫ 繰 越 金	4,000	4,000	0	⑫ 諸 支 出 金	8,000	13,190	5,190
⑬ 繰 入 金	10,000	0	△10,000	⑬ 予 備 費	2,000	2,000	0
⑭ 諸 収 入	22,719	27,257	4,538				
⑮ 村 債	33,000	145,300	112,300				
歳 入 合 計	565,171	782,732	217,561	歳 出 合 計	565,171	782,732	217,561



昭和51年度 千早赤阪村特別会計歳入歳出予算

索道事業

歳 入				歳 出			
款 項	前年度	本年度	比 較	款 項	前年度	本年度	比 較
① 索道事業収入	63,123	59,685	△ 3,438	① 索道事業費	52,497	53,701	1,204
② 営業外収入	2,290	2,709	419	② 公 債 費	12,216	7,693	△4,523
歳 入 合 計	65,413	62,394	△ 3,019	③ 予 備 費	700	1,000	300
				歳 出 合 計	65,413	62,394	△ 3,019

水道事業

(収入)

(1) 収益の収入及び支出

(支出)

款 項	前年度	本年度	比 較	款 項	前年度	本年度	比 較
第1款 水道事業収益	28,790	31,895	3,105	第1款 水道事業費	28,790	31,895	3,105
第1項 営 業 収 益	16,700	27,775	11,075	第1項 営 業 費 用	24,157	27,433	3,276
第2項 営 業 外 収 益	12,090	4,120	△7,970	第2項 営 業 外 費 用	4,433	4,262	171
				第3項 予 備 費	200	200	0
(収入)				(2) 資本の収入及び支出			
第1款 資本の収入	0	50,705	50,705	第1款 資本の支出	2,526	53,317	50,791
第1項 企 業 債	0	50,000	50,000	第1項 企業債償還金	2,526	2,617	91
第2項 出 資 金	0	700	700	第2項 建設改良費	0	40,210	40,210
第3項 固定資産売却代金	0	5	5	第3項 固定資産購入費	0	10,490	10,490

国保事業

歳 入				歳 出			
款	前年度	本年度	比 較	款	前年度	本年度	比 較
① 国民健康保険料	27,600	40,712	13,112	① 総 務 費	7,082	8,110	1,028
② 一部負担金	1	1	0	② 保険給付費	92,111	111,963	19,852
③ 使用料及び手数料	1	1	0	③ 保険施設費	420	0	△ 420
④ 国庫支出金	59,340	67,470	8,130	④ 諸 支 出 金	1,366	815	△ 551
⑤ 府 支 出 金	1,933	1,311	△622	⑤ 予 備 費	1,366	1,000	△ 366
⑥ 繰 入 金	1,500	10,240	8,740				
⑦ 繰 越 金	11,842	2,000	△9,842				
⑧ 諸 収 入	128	153	25				
歳 入 合 計	102,345	121,888	19,543	歳 出 合 計	102,345	121,888	19,543

国保施設

歳 入				歳 出			
款	前年度	本年度	比 較	款	前年度	本年度	比 較
① 診療収入	23,490	27,220	3,730	① 総 務 費	15,160	16,987	1,827
② 使用料及び手数料	35	35	0	② 医 業 費	10,480	12,480	2,000
③ 繰 越 金	1	1	0	③ 施設整備費	1	1	0
④ 繰 入 金	2,806	3,005	199	④ 公 債 費	653	653	0
⑤ 諸 収 入	162	162	0	⑤ 予 備 費	200	302	102
歳 入 合 計	26,494	30,423	3,929	歳 出 合 計	26,494	30,423	3,929

戸籍手数料令改正

区分	手数料額
戸籍の謄・抄本	一通 二〇〇円
除籍の謄・抄本	一通 三〇〇円
戸籍の記載事項証明	証明事項一件 一〇〇円
除籍の記載事項証明	証明事項一件 二〇〇円
受理証明書	一通 一〇〇円
上質紙受理証明書	一通 八〇〇円
戸籍簿の閲覧	一戸籍 一〇〇円
届書類の閲覧	書数一件 一〇〇円

五月一日から戸籍の手数料が改訂になりました。
この改正で謄・抄本は枚数に関係なく一通についての手数料になり、おもなものの手数料は後記のとおりです。

国民年金の老令年金の繰上げ
請求はよく考えて

老令年金は、65才から支給されるのが原則ですが60才から繰上げ支給を請求できるのは、老令年金の資格要件を満たした人に限ります。この場合60才から64才までの間なら、いつでも支給を希望した時から老令年金が受けられます。

60才以上	61才未満
61才以上	62才未満
62才以上	63才未満
63才以上	64才未満
64才以上	65才未満
0.110.200.280.350.42	

繰上げ支給を受けるのは不利な面もあるわけです。
繰上げ請求した場合の減額率は次の表のとおりです。
当該年金の支給の繰上げを請求した者が、その支給を希望する時におけるその者の年令

電話局からのお願い

「新・改築のとき、電話用配管」をお忘れなく

電話用配管を忘れると、あとが大へん。電話の引込口や屋内配管がないと、真新しい壁に穴をあけ、柱・床に露出配線をしなければなりません。そのため、お部屋の美観をそこねたり、電話の置き場所が不便だったり、いろいろ不都合なことが起りがち。電気・ガス・水道と同時に、「電話用配管」もお忘れなく。

定額小為替



郵便による戸籍の謄・抄本の請求は定額小為替で

戸籍の謄・抄本等を郵便で請求されるときの手数料は必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で納めてください。特に定額小為替は百円単位の送金に便利で、千円以下の送金の手数料が一〇円ですから手軽に利用できます。

なお、郵便切手では戸籍の手数料を納めることができないことになっておりますのでよろしくご協力をお願いします。

◇村税メモ◇

昭和五十一年度、固定資産税第一期分の納期は、五月末日です。本月も次の通り各地区へ出張徴収にお伺いしますので、この機会にぜひお納めください。
なお、軽自動車税の未納のある場合は、当日、併せて納付ください。

月 日	時 間	場 所
5月26日(木)	午前9時～午後3時 午前10時～午後4時	森屋青年会館 水分公民館 二河原辺集会所
5月27日(金)	午前9時～午後3時 午前10時～午後4時	川野辺集会所 桐山金泉寺 中津原集会所
5月28日(土)	午前9時30分～午後3時 午前10時～午後4時	千早農協出張小学校 早吹台集会所 小上東阪集会所



かけて損 がかって迷惑 まちがい電話

陸・海・空自衛官募集

51年3月卒業生高在生受付中

18～24才までの男女

◇ 連絡先 千早赤阪村役場総務課

☎ 2-0081

自衛隊河内長野募集事務所

☎ 07215-4-5454

最近、愛犬家が増え、犬を飼われている家庭が多くなっています。が、いまだに犬の放し飼いをしている家庭が多く見られます。農作物およびゴミ箱を荒したり人を追っかけたり住民の方が困っておられます。私たちが安心して住める明るい村にするためにも、無責任な犬の飼い方をやめ、夜間も放し飼いをせず、正しくつないで飼ってください。



犬の放し飼いはやめましょう